

青森県報

号外第五十二号

平成二十二年
六月二十五日
(金曜日)

目次

訓令 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 1

訓

令

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第七項第四号を削る。

第十九条第一項第四号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第二十条様式の四中

1 請求に係る子

2 請求者以外の子の親

氏名	氏名	氏名	氏名
続柄	子との同・別居	同居	別居
生年月日	年月日生	就業の有無	有 無

を

氏名	氏名	氏名	氏名
続柄	続柄	年月日生	年月日生
1 請求に係る子	1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親	2 請求者以外の子の親

「3 請求の内容」や「2 請求の内容」及び「4 請求期間」や「3 請求期間」

「5 既に育児休業をした期間」や「4 既に育児休業をした期間」及び

「6 備考」や「5 備考」並びに「回覧表の共在中」の「養育する場合」の次に

「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする

場合を除く。)」を記入する。

回覧表の共在中

を

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏名	氏名
続柄	子との同・別居
生年月日	年月日生
	就業の有無
	有 無

を

1 請求に係る子	氏名	続柄	氏名	続柄
	生年月日	年月日生	年月日生	年月日生

「3 請求の内容」や「2 請求の内容」及び「4 請求期間」や「3 請求期間」

「5 勤務の形態」や「4 勤務の形態」及び「6 既に育児短時間勤務をした期間」

や「5 既に育児短時間勤務をした期間」及び「7 備考」や「6 備考」

並びに「回覧表の共中

を

4 配偶者の養育計画	
配 偶 者 の 氏 名	
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他 ()
5 備 考	

4 備 考	
-------	--

「はじめ」同様式の注中3を施し、4を3とし、5を4とし、6を5とする。
 第二印刷部第107号

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有 無

を

1 請求に係る子	
氏 名	
続 柄	
生 年 月 日	年 月 日生

「3 請求期間及び時間」を「2 請求期間及び時間」に「4 備考」を「3 備考」に名称、回数の注中3を施し、4を3とし、5を4とし、6を5とする。
 第二印刷部第107号 「育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった」
 を削り、同様式の注中2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 該当する には、シ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島二丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭